

特集にあたって

東京工業大学工学部 今野 浩

去る3月10日、11日の両日、パシフィコ横浜の国際会議場で、「ソフトウェア／アルゴリズムの権利保護に関する日米シンポジウム：技術者と法律家の対話」が開催されました。

このシンポジウムは、本学会の「ORソフトウェア研究部会」と特設部会「数理計画法研究会」が、国際交流基金・日米センターの資金援助の下に、東京工業大学工学部、ジョージ・ワシントン大学工学・応用科学大学院の協力を得て共同主催したものです。みなとみらい横浜に建設された華麗な国際会議場の小ホールには、ソフトウェア技術者、アルゴリズム研究者、そして法律関係者など延べ230人が参加し、この大変ややこしい問題に関する熱心な討議が行なわれました。

このシンポジウムのセールス・ポイントは、日・米という軸と技術者・法律家という2本の軸を組み合わせたところにあります。ところが、日・米はともかくとして、「技術者と法律家の対話」という企画に関しましては、双方の議論が全くかみ合わないのではないかと、というご心配を頂きました。しかしその予想に反して、両者には多くの共通点があることが確認されました。

筆者はかねがね、技術と法律の境界に位置するこの種の問題については、両専門家集団の共同作業が必須であると主張してきましたが、実際に両者の対話が可能であるということを立証し、今後の作業への第1歩を記したという点で、このシンポジウムの果たした役割は大きかったものと考えます。

ソフトウェアの権利保護に関するシンポジウムは、これまでも何回か開催されてきました。しかし工学系の学会が実施したこの種の国際シンポジウムは、恐らくこれが最初ではないでしょうか。学会主催のシンポジウムのメリットは、参加費が安いことと、参加者が全く自由に意見を表明できる場を提供することにあります。このメリットを最大限に生かした今回のシンポジウムでは、いくつもの過激な発言が飛び出し、主催者はハラハラし通してました。

なかでも、法学者である P. Samuelson 教授が Lotus 1-2-3 の開発者である M. Kapor 博士らの技術者と協力してまとめた、「ソフトウェアの保護に関する新たな法体系」と題する提案に対する法学者 R. Gorman 教授らの徹底的反論、また Visicalc の開発者として知られる D. Bricklin 博士ら、米国の第一線の技術者たちによる米国特許行政に関する痛烈な告発、そして竹内啓教授をモダレータとする法律家と技術者による白熱した討論などは、聴衆を知的興奮に誘い込むに十分なものでした。

そこで今回の特集では、このシンポジウムの第1日目にセットされた、「技術者による提言」セッションで発表された論文を中心に、特に読みやすく書かれた5編を紹介することに致しました。(これ以外の内容についてご関心をお持ちの方は、参考文献 [1] をご覧ください)

まずトップバッターは、富士通エフ・アイ・ピー社の三次衛社長と富士通法務部の岡伸夫氏による、ソフトウェア／アルゴリズム特許に関するコンパクトなサーベイです。これによって、読者は現在におけるこの問題の全般的状況を知ることができるはずですが。

2番目は、米国大手ソフトウェア会社 Adobe Systems の主任科学者で、スタンフォード大学の D. Knuth 教授の高弟である Douglas Brotz 博士によるエッセイです。この中で同氏は、ソフトウェア特許が技術者の倫理と全くかけ離れた制度であることを、ウィットに富んだ文章の中で明らかにしています。

3番目は長く三菱総合研究所で活躍された後、筑波大学を経て最近東京大学に移られた玉井哲雄教授による、ソフトウェアの抽象化原理と特許の間の矛盾を指摘した論文です。この中で同氏は、ソフトウェアはやはり著作権で保護するのが順当であることを主張されています。

4番目は、米国でソフトウェア会社を経営するアイランド出身の A. Johnson-Laird 氏による、現在の米

国の知的財産権法制度を批判する文章です。原文はオスカー・ワイルドやエマソン、さらにはフランシス・ベーコンなど、多くの引用がちりばめられた流麗なものです。訳者の力量では引用部分の翻訳が難しかったため、残念ながら本論のみを訳出致しました。

そして第5番目は、中央大学の辻井重男教授による、暗号と知的所有権と題する含蓄にとんだエッセイです。この文章はチュートリアルとして企画されたものですが、暗号理論の分野においても権利保護が重要な問題として浮上していること、また暗号理論が知的財産権保護に大きな役割を担っていることについて述べておられます。

----- ... -----
まだご記憶の方もおられると思いますが、ソフトウェアやアルゴリズムの権利保護に関するテーマが本誌上で取り上げられるのは、じつはこれが初めてではありません。

まず一昨年の7月号から11月号までの5回にわたって連載された報告「アルゴリズムと特許」では、カーマーカーの線形計画法特許を中心に、この問題についてかなり詳しい解説が行なわれています [2]。ちなみに今回のシンポジウムは、この記事の末尾に記した筆者の提案が、米国の法律家Richard Stern氏の支援を得たのがきっかけで開催されたものです。

また昨年の7月号では、森口繁一先生やSteven Robinson教授らをはじめとする5人のエンジニアによるエッセイが特集として組まれました [3]。今回の特集号の中に出現する、著作権やトレード・シークレットなどといった法律用語の意味や、シンポジウムの背景説明につきましても、これらの記事もしくは文献 [4,5] などを参照して頂ければ幸いです。

ところで読者の中には、この問題は3年間に3回も特集号を組まなければならないほど重要な問題なのか、と思われる方もおいでかと思えます。そこでこの点につき若干補足説明を加えさせていただきます。

このところ、筆者はさまざまな法律雑誌や知的財産権問題に関する書物を手取る機会が増えていますが、わが国の知的財産権法の第一人者である中山信弘東京大学教授は、この複雑な問題の解決のためには、関係者の利害のバランスを考慮した適切な「調和点」を見出すことが必要である、と繰り返し述べておられます (たとえば参考文献 [6])。

ではこの調和点はどのようにして決まるのでしょうか。わずかばかり法律知識をもとにしたエンジニアの

大胆な観察によれば、それを決める最大の要因は「声の大きさの平均値」であると言ってほぼ間違いのないものと思われます。事実、弁護士の佐野稔氏は、今回のシンポジウムでも、法的判断の要諦は「正否」ではなく「当否」であること、つまり法的判断にはその時代に生きる人々が何を「妥当」と考えるかが大きな影響を与える、と述べておられます [1]。これと「ソフトウェアやアルゴリズムの権利保護については、法律専門家の間でも意見の一致が見られていない」、という法学者の発言を考え合わせれば、この問題の最大の利害関係者集団であるソフトウェア/アルゴリズム関係者の率直な発言と、技術者と法律家による共同作業がいま強く求められている理由がご理解頂けるのではないのでしょうか。

この意味からも少々残念だったのは、OR学会の研究部会が主催したシンポジウムであったにもかかわらず、OR学会員の参加者があまり多くなかったことです。筆者はこの問題がOR学会として大変重要なものであると考えてきましたが、あるいは学会員の皆様にとってはどうでもよいことなのでしょう。それとも参加者が少なかったのは、宣伝不足と阪神大震災と戦後最大の不況が影響しただけなのでしょう。

最後に、今回のシンポジウムの実施にあたりましては、冒頭に記した国際交流基金・日米センター、東京工業大学工学部、ジョージ・ワシントン大学のほかにも、約20を数えるソフトウェア関連企業・団体の皆様からご協力頂きましたことを記し、ここに感謝の気持ちを表したいと思えます。

参考文献

- [1] 日本OR学会「ORソフトウェア研究部会」、同特設部会「数理計画法研究会」編、「ソフトウェア/アルゴリズムの権利保護に関する日米シンポジウム報告集」、1995年3月。
- [2] 今野浩：「アルゴリズムと特許」、オペレーションズ・リサーチ、38、(1993) 414-418, 494-498, 544-548, 596-601, 645-649。
- [3] 特集：「ソフトウェア/アルゴリズム特許をめぐって」、オペレーションズ・リサーチ、39、(1994) 328-348。
- [4] 今野浩：「カーマーカー特許」、中公新書、中央公論社、1995。
- [5] 高山正之、立川珠里亜：「訴訟亡国アメリカ」文芸春秋、1995年。
- [6] 中山信弘他：「知的財産権の適切な保護強化に向けて」、通産ジャーナル、1995年7月号。